

○水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		改正後		改正前	
		別表（第九条の三関係）		別表（第九条の三関係）	
備考（略）	有害物質の種類	（略） 一・二―ジクロロエチレン	（略） 一リットルにつきシス― 一・二―ジクロロエチレ ン及びトランス―一・二― ジクロロエチレンの合 計量○・○四ミリグラム	（略） シス―一・二―ジクロロエチレ ン	（略） 一リットルにつき○・○ 四ミリグラム
	基準値	（略） 塩化ビニルモノマー 一・四―ジオキサン	（略） 一リットルにつき○・○ 〇二ミリグラム 一リットルにつき○・○ 五ミリグラム	（略）	（略）
備考（略）					

様式第11（第11条関係）  
（略）

裏面

（略）  
第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の8第1項、~~第14条の9第6項並びに第16条第1項~~に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うことができる。  
（略）

様式第11（第11条関係）  
（略）

裏面

（略）  
第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の8第1項、~~第14条の9第5項並びに第16条第1項~~に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うことができる。  
（略）